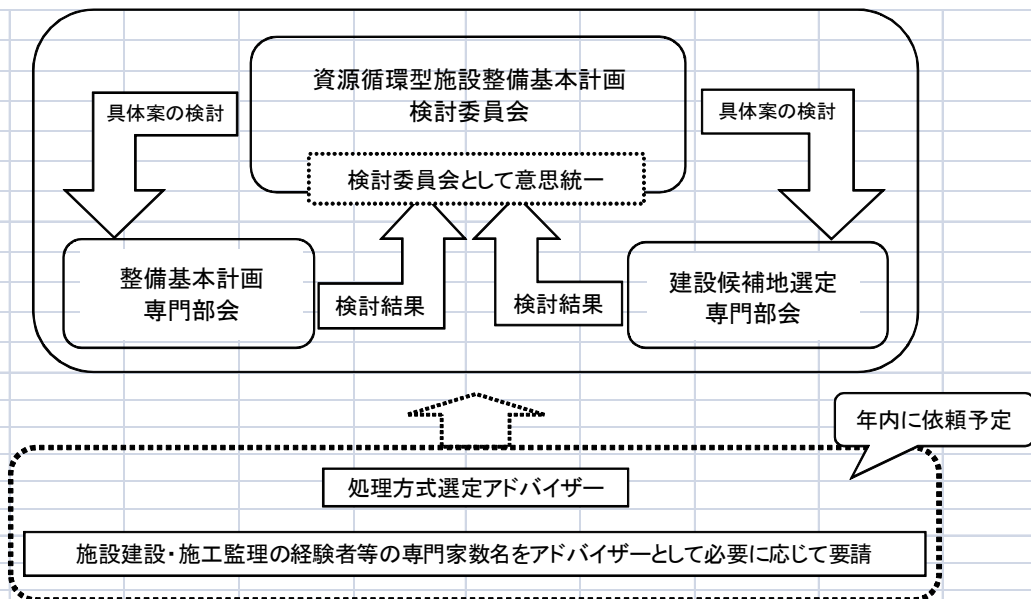


1. 建設候補地選定専門部会の目的と作業計画

(1) 目的

- ・当専門部会の基本的な目的は、施設の建設候補地について検討し選定することです。
- ・またあわせて、周辺環境の調査、必要な方策等について検討を行います。

検討組織と内容



組織	資源循環型施設整備検討委員会	専門部会	
		整備基本計画専門部会	建設候補地選定専門部会
目的	・一般廃棄物資源化基本計画を受けて、施設整備基本計画策定の検討を行う。	・資源化のための対象施設の検討を行う。	・市内建設候補地の選定と、周辺環境の調査項目抽出、必要な方策等の検討を行う。
業務	<ul style="list-style-type: none"> ・各部会からの検討結果を受け、必要な処理及び資源化施設の検討を行う。 ・建設候補地を決定する。 ・検討内容等状況や結果を市民に説明する。 ・施設の管理運営方法の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源化施設の種類、規模等の調査検討を行う。 ・他の施設の稼働状況等を調査する。 ・廃棄物施設整備計画や、施設建設工事、施工監理等の経験者等と技術的な調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・候補地の法的規制や現地調査(地質、地形等)を実施する。 ・検討対象地から建設候補地として絞り込むための比較項目の検討、評価を行う。 ・周辺環境の調査項目抽出、必要な方策等の検討を行う。 ・将来的な施設の改造、建替え等への対応の可能性をアドバイスを受け検討する。
処理方式等選定アドバイザー		施設建設、施工監理等の経験者数名に依頼予定	
<ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会や各グループへ技術的支援(アドバイス)を行う。 ・施設の運営(運転体制等)のアドバイスを行う。 ・候補地の条件を踏まえて施設規模、能力等方式やレイアウト等をアドバイスする。 ・将来の改造、建替え等の課題や改善策を整理し、アドバイスする。 			

(2) 作業計画

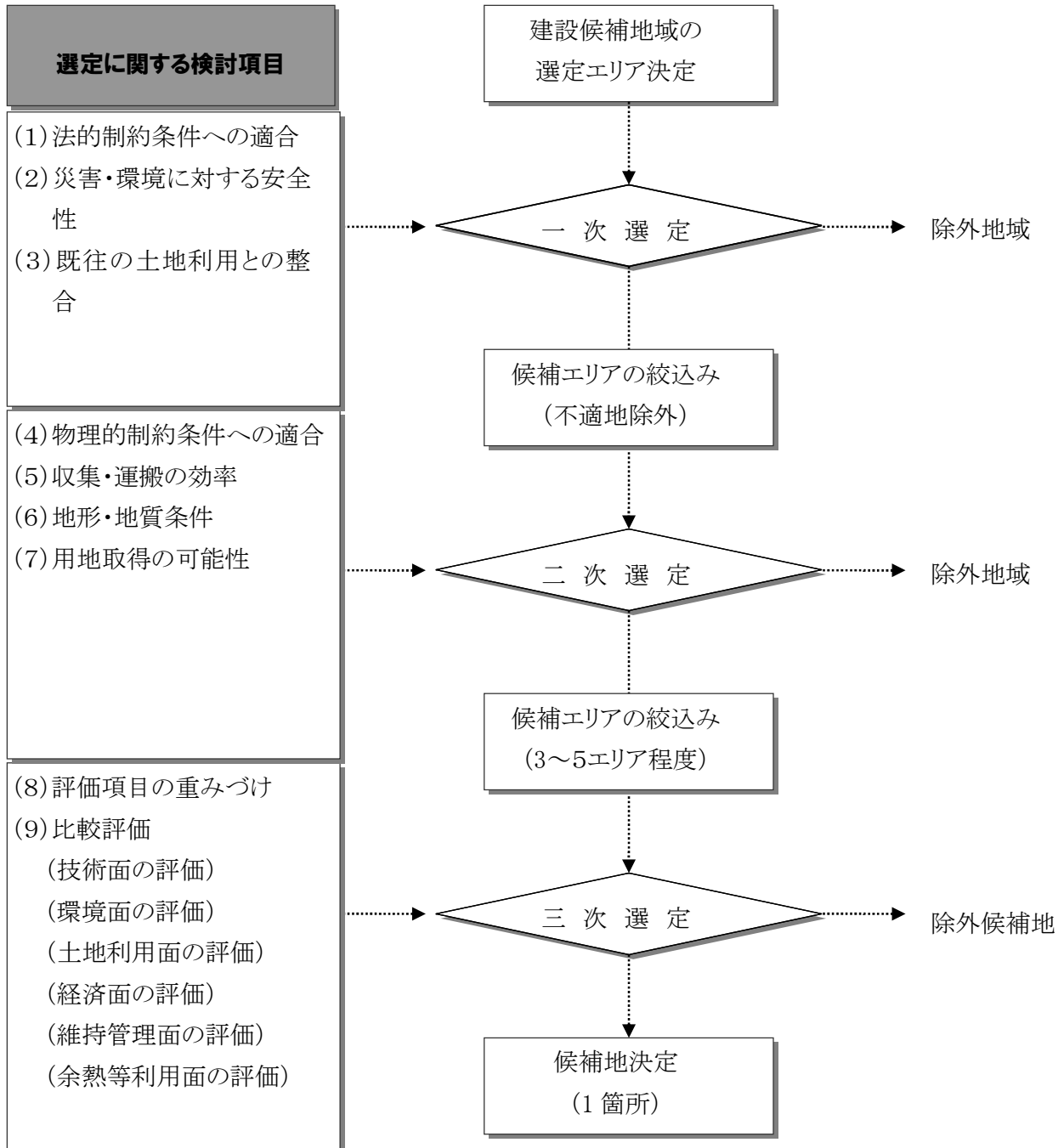
- ・作業スケジュールは以下の通り、全6回の開催を予定しています。
- ・施設全体の計画検討を実施するため、平成24年3月までに候補地を選定することが目標です。
- ・議論の進捗にあわせ、市民の皆様への広報や候補地となった地域の方々への説明会等を適宜、実施します。

年月	専門部会 検討テーマ	検討項目	詳細内容等
2011年	10月 第1回専門部会 選定ルールの検討を行う	(1) 当専門部会の目的と作業計画について	
		(2) 建設候補地選定の検討手順の検討	
	11月 第2回専門部会 一次選定を行い、候補地を選定する。	(1) 一次スクリーニング：法規制等より施設整備が困難と判断される地域を除外する	①法的制約条件 ②災害、環境に対する安全性 ③既往の土地利用との整合
		(2) 関連して取り扱う事項に関する説明	・環境アセス、環境・景観保全、まちづくりとの整合等について、及びその検討レベル
	12月 第3回専門部会 二次選定を行い、候補地を数力所選定する。	(1) 二次スクリーニング：様々な条件の組み合わせを試行錯誤に検討し、望ましいと考えられるエリアの抽出を行う。	④物理的制約条件 ⑤収集・運搬の効率 ⑥地形・地質条件 ⑦用地取得の可能性
		(2) 候補地選定後、実際の施設の建設までに実施する「環境アセスメント」について、情報を共有する。	・環境アセスメントについてのミニ勉強会。
2012年	1月 第4回専門部会 候補地の現地踏査を行う。	現地視察、確認	・これまでに議論、整理してきた選定の考え方を現地にて確認
	2月 第5回専門部会 候補地を決定する。	(1) 候補地選定に並行し、施設建設時に必要な対策等をまちづくりの観点から考え、情報を共有する。	・「環境・景観の配慮事項」「施設の付帯機能(環境学習機能等)」についてのミニ勉強会
		(2) 評価	評価項目を設定し、比較評価 ⑧評価項目の重み付け ⑨比較評価
	5月 第6回専門部会 周辺環境への配慮、方策を検討する。	・周辺施設の整備の方向性について、詳細を詰める事項を確認、整理	・環境アセスの留意事項 ・環境・景観の配慮事項 ・施設の付帯機能(環境学習機能等)

2. 建設候補地選定の手順

(1) 建設候補地選定の手順と考え方(案)

- ・ 候補地選定の手順を下図に示します。
- ・ 検討は、以下の考え方に基づき、3つのステップで進めるものとします。
 - 一次選定：法律の制約や災害の影響など、不適切と考えられるエリアを除外する。
 - 二次選定：資源循環の中心的施設として十分に機能するための要件を満たすエリアを絞り込む。
 - 三次選定：技術、環境、経済面などを比較評価して、最も合理的な箇所を選定する。



候補地選定のフロー

(2) 具体的な検討項目及びその内容 (案)

・各選定段階における具体的な検討内容は、下表の通り考えています。

選定段階における検討項目及びその内容(案)

	検討項目	検討項目の詳細
一次選定	(1) 法的制約条件への適合	以下のエリアを除外する。 ①防災に関する地域(河川区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地) ②自然保護に関する地域(国定・国定公園区域、県立自然公園区域、自然環境保全地域) ③鳥獣保護に関する地域(鳥獣保護区域内の特別保護地区) ④文化財保護に関する地域(埋蔵文化財、国指定文化財、県指定文化財) ⑤農業地域(農用地区域) ⑥森林地域(保安林、国有林) ⑦世界遺産:緩衝地帯
	(2) 災害・環境に対する安全性	以下のエリアを除外する。 ①活断層からの距離:50m 以内(都市圏活断層図) ②湿地:湿地範囲 ③水道水源の取水地点:半径1km 以内
	(3) 既往の土地利用との整合	既往の土地利用との整合を考慮し、住居系地域、商業系地域は原則的に除外する。(町田都市計画図)
二次選定	(4) 物理的制約条件への適合	施設を建設するために最低限必要となる面積を確保できる箇所を選定する。 原則的に 1 箇所に集約することが望ましいが、用地確保が困難場合、数箇所に分散して整備する可能性がある。
	(5) 収集・運搬の効率	2車線道路からの距離を考慮し、以下のエリアを除外する。 ①2車線道路からの距離: 500m※以上 ※数値は、今後の検討で適切なものを定める
	(6) 地形・地質条件	地形勾配が大きく、建設に不適と考えられるエリアを除外する。 ①勾配:20%以上
	(7) 用地取得の可能性	現在の市有地の活用について検討する。
三次選定	(8) 評価項目の重みづけ	技術面、環境面、土地利用面、経済面、維持管理面、余熱等利用面などのうち、候補地選定の視点として重視すべきものの重み付けを行う。
	(9) 比較評価	上記の視点から候補エリアの評価を行い、比較して最も合理的と考えられる箇所を選定する。

(3) 参考資料

- ・前述の選定手順は、下記の資料を参考に、町田市の特性等を考慮してご提案するものです。
参考資料：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」2006改訂版／社団法人全国都市清掃会議
- ・次ページ以降には、参考となると考えられる他の事例を示します。

出典：①「新ごみ処理施設整備基本計画の策定に係る建設候補地選定報告書」

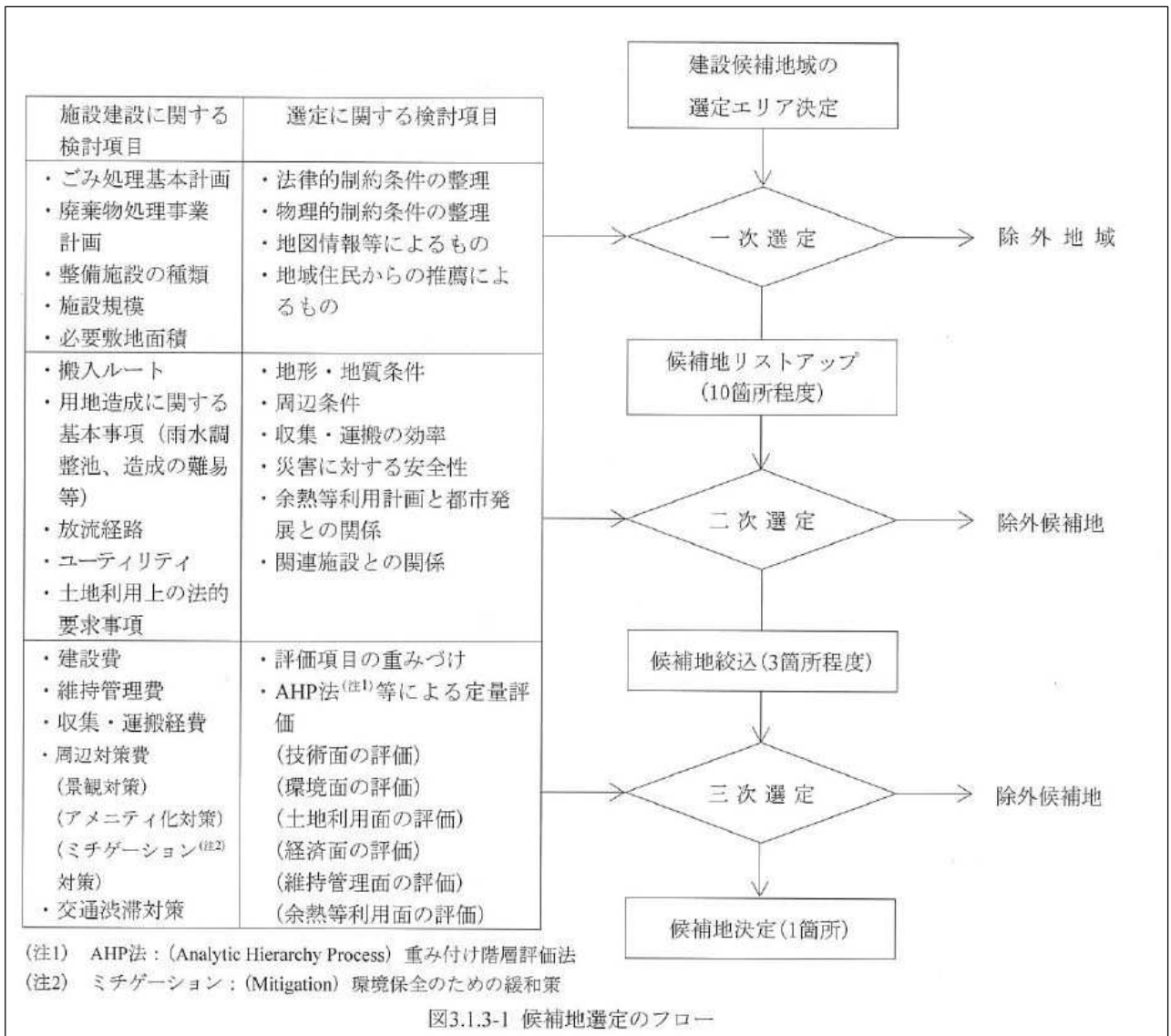
平成17年8月／三鷹市・調布市

②「ごみ処理施設建設候補地選定調査 報告書」平成22年10月／

北アルプス広域連合ごみ処理施設検討委員会

③「新処分施設整備に係る建設候補地選定調査 報告書」平成18年3月／八戸市

■候補地選定のフロー



出典：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」2006改訂版／社団法人全国都市清掃会議

■類似事例①：三鷹市・調布市の焼却施設等の建設候補地検討

表 2.1 総合評価

相対比較項目	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区	
土地利用の現況		◎	○		○		
土地利用規制及び建設場所特有の立地規制との整合性		◎	○			◎	
地形・地質	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
将来的な施設の改造、増築、建替え等への対応の可能性	◎		◎	◎		◎	
用地取得の実現性		◎	○		○		
建築物形状への制約の有無		◎		○	◎		
住居密集割合	○			◎		◎	
周辺諸施設との距離				◎	○		
騒音、振動、悪臭等の環境保全対策への対応可能性		◎				◎	
周辺他施設における車両通行状況	○	○	○	◎	○	○	
収集運搬の距離	○	◎	○				
関連施設との距離	○	◎		○			
他市町村との距離関係	○	◎	○				
両市の位置関係	◎	◎	◎	◎		◎	
個数	◎	3	10	3	6	2	6
	○	5	1	6	2	4	1
	無印	6	3	5	6	8	7
得点	11	21	12	14	8	13	

得点は無印：0点、○：1点、◎：2点で算出

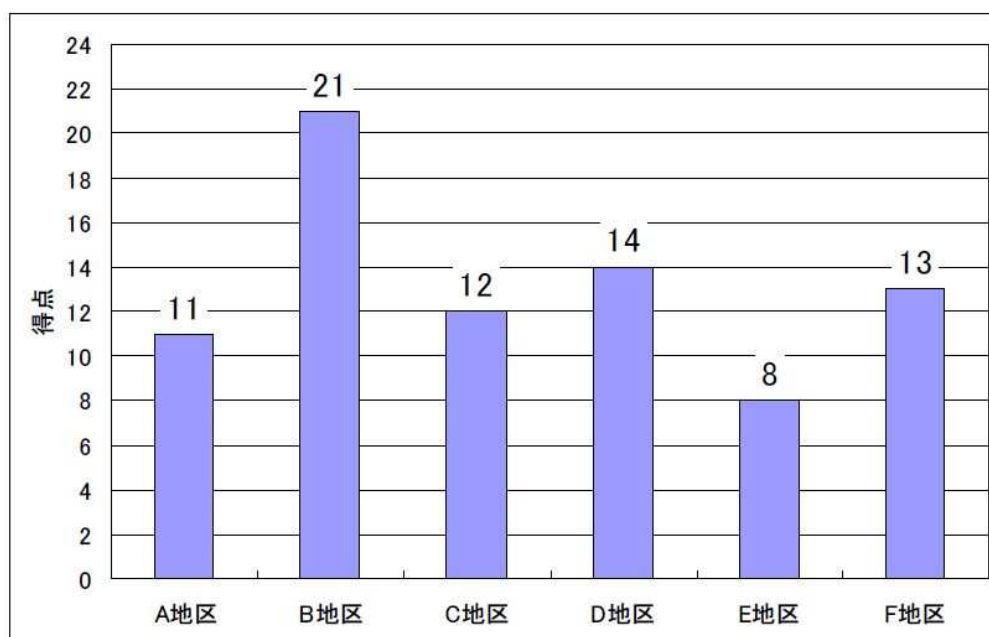
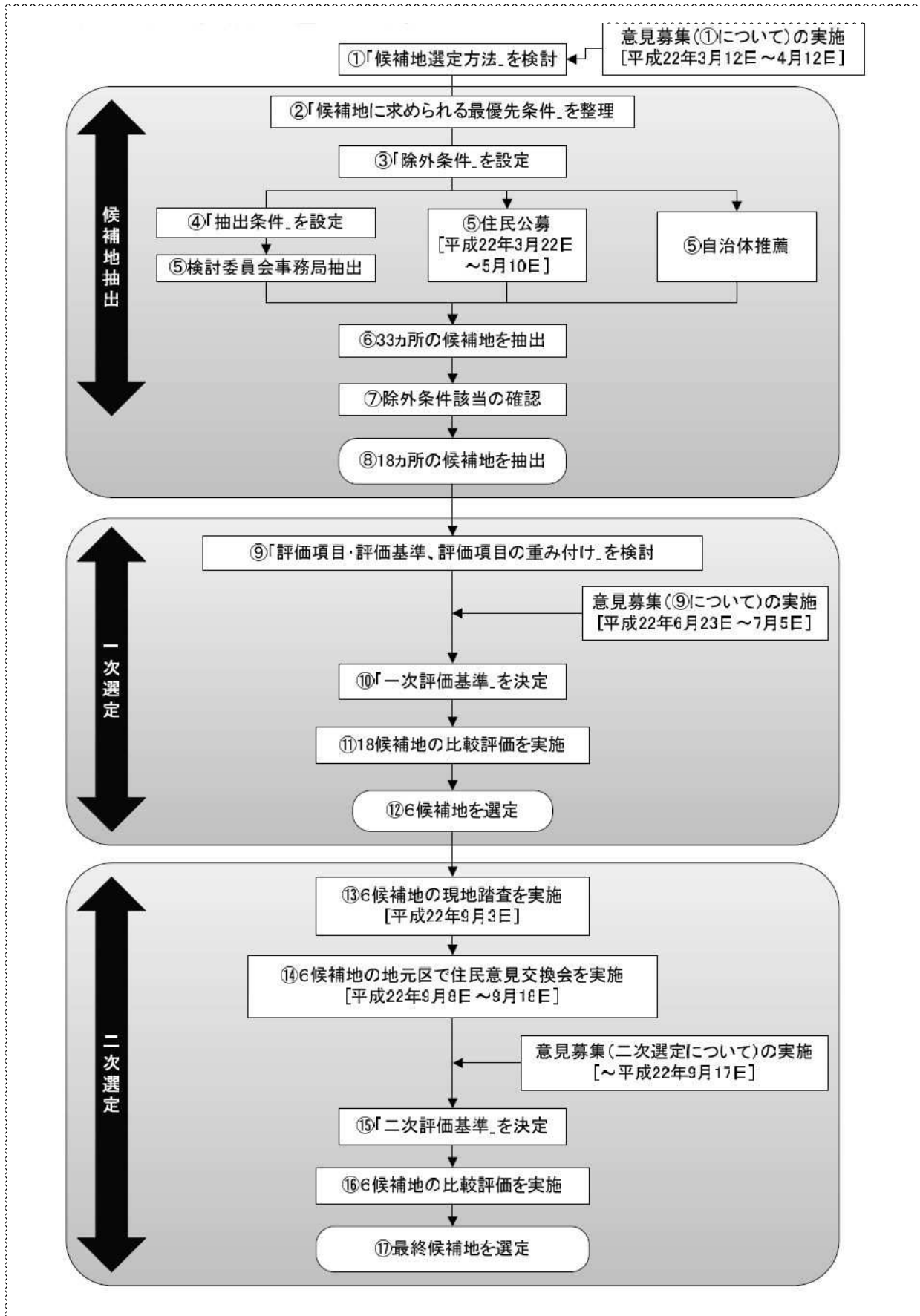


図 2.1 総合評価

出典：「新ごみ処理施設整備基本計画の策定に係る建設候補地選定報告書」平成 17 年 8 月／三鷹市・調布市

■類似事例②：北アルプス広域連合の焼却施設等の建設候補地検討

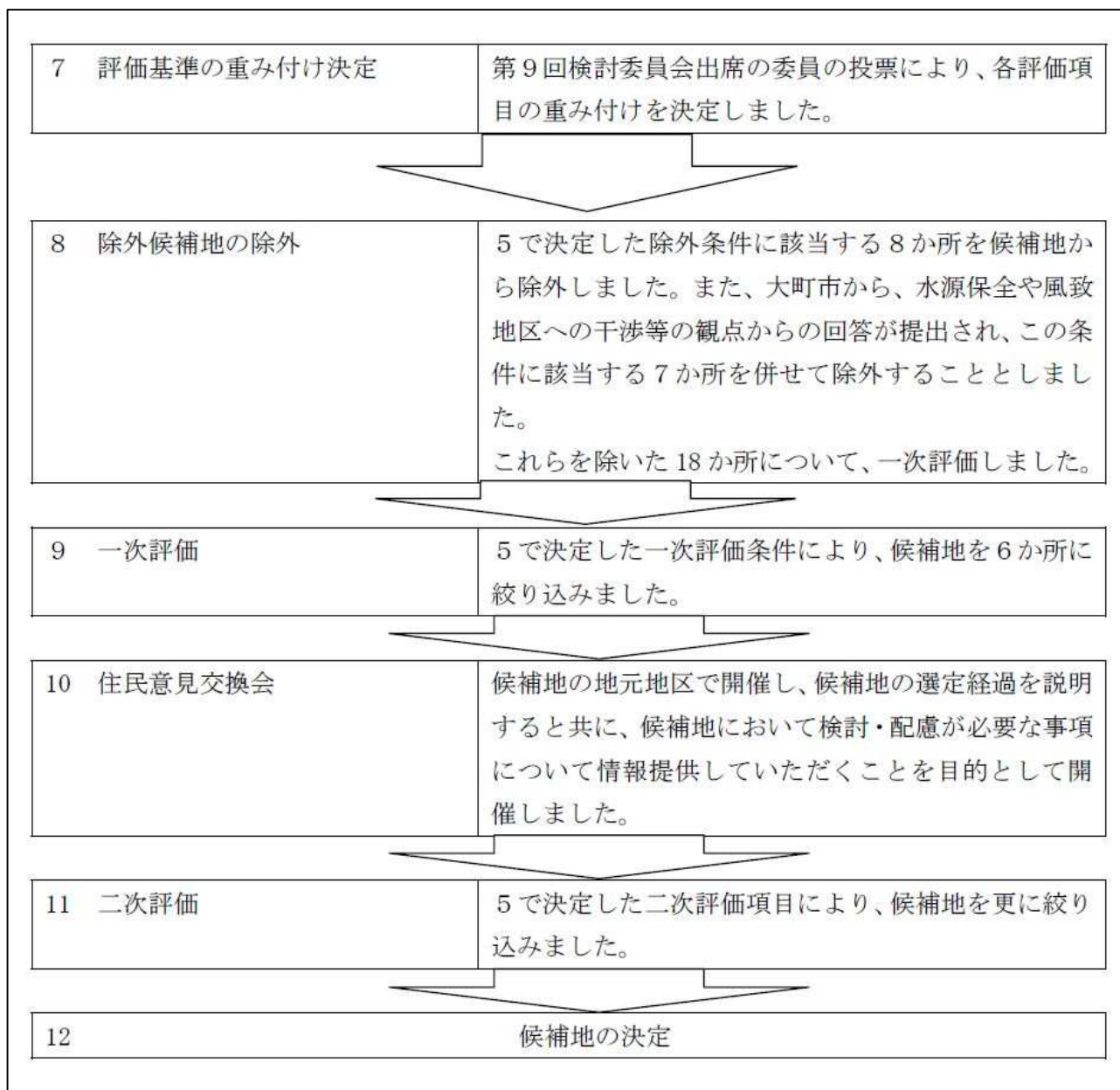


出典：「ごみ処理施設建設候補地選定調査 報告書」平成22年10月/北アルプス広域連合

表 1-2 候補地選定の具体的手順

<p>1 候補地に求められる最優先条件を決定</p>	<p>概ね1ha程度の敷地が確保できる地域であること。 平地もしくは造成により平地の確保が可能なこと。 等</p>
<p>2 候補地抽出方法の決定</p>	<p>公募（自薦、他薦）、自治体推薦、検討委員会事務局抽出の3つの方法により候補地を抽出することを決定。</p>
<p>3 候補地の公募・自治体推薦依頼</p>	<p>平成22年3月22日から5月10日まで、3市村全域を対象に候補地を公募（自薦・他薦可）するとともに、関係市村あて候補地の推薦を依頼しました。</p>
<p>4 検討委員会事務局抽出候補地の条件設定</p>	<p>委員会で、検討委員会事務局抽出のための設定条件を決定しました。抽出作業は、検討委員会事務局が実施しました。</p>
<p>5 除外条件・評価項目決定</p>	<p>委員の恣意が入ることを避けるため、候補地公表に先立って協議し、決定しました。 具体的な手順は、 一、除外条件に該当する候補地の除外 二、一義的に点数化できる項目による一次評価 三、詳細検討が必要な項目や感覚的な項目等による二次評価 の三段階で進めることとなりました。 なお、一次評価結果及び二次評価結果の合計により、候補地を選定することに決定しました。</p>
<p>6 候補地の決定</p>	<p>合計33か所が候補地として抽出されました。 内訳： 公募 20件、自治体推薦 10件 検討委員会事務局抽出 12件</p>

出典：「ごみ処理施設建設候補地選定調査 報告書」平成22年10月／北アルプス広域連合



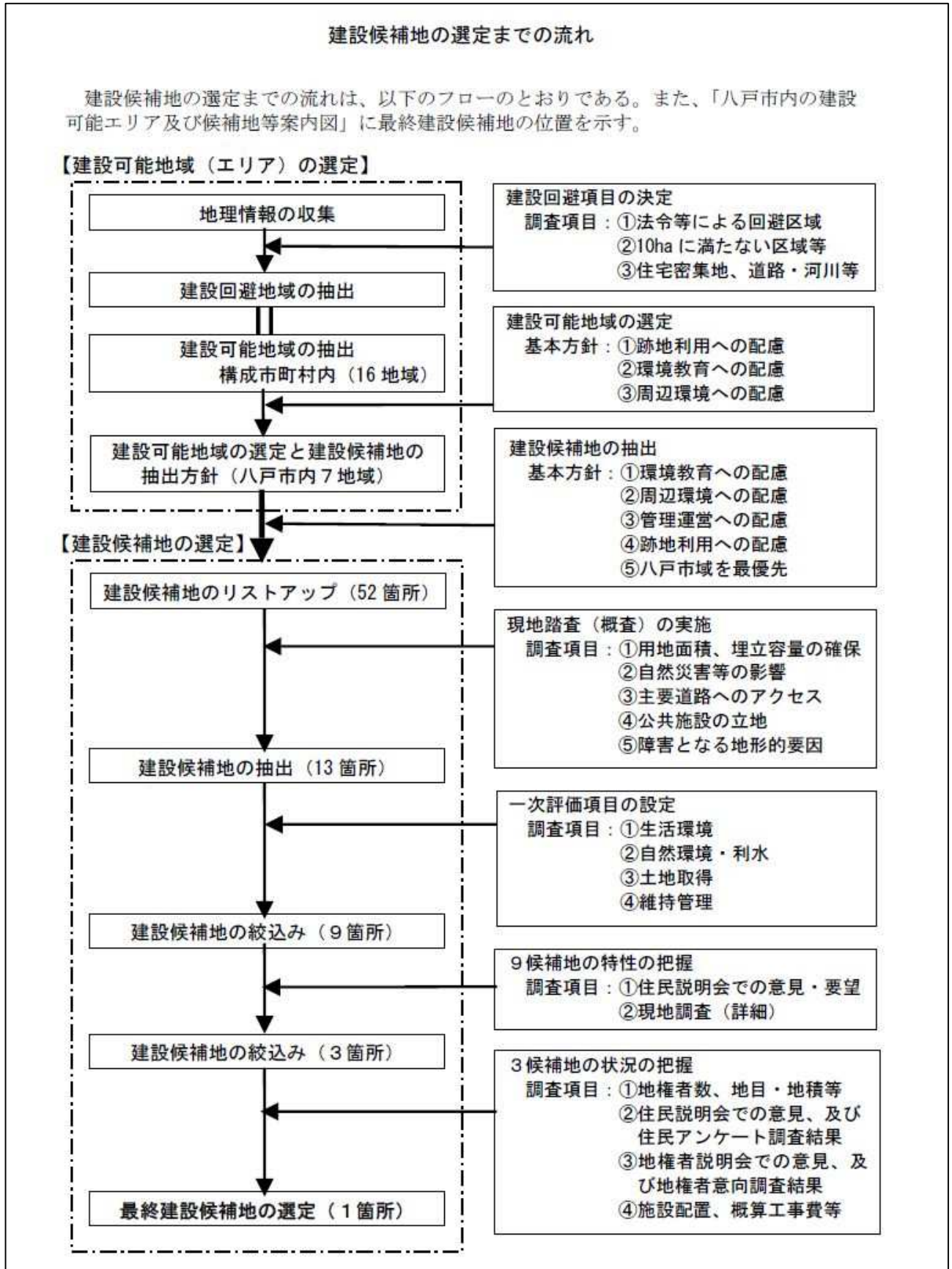
出典: 「ごみ処理施設建設候補地選定調査 報告書」平成22年10月/北アルプス広域連合

表 2-2 除外条件

大項目	小項目
防災関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 地すべり危険箇所・急傾斜地崩壊危険箇所・土石流危険溪流・ 土石流危険区域 ○ 急傾斜地崩壊危険区域 ○ 地すべり防止区域 ○ 河川区域、河川保全区域 ○ 活断層直上
生活環境・社会 環境	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住居系、商業系の用途地域 ○ 都市公園 ○ 風致地区
自然環境・歴史 資源保全等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農用地区域(農業振興区域) ○ 自然公園(国立公園、国定公園、県立公園) 特別保護地区、特別地域、普通地域 ○ 自然環境保全地域 ○ 県郷土環境保全地域 ○ 鳥獣保護区 (特別保護区) ○ 保安林 ○ 水道水源保全地区 ○ 歴史的財産 ○ 埋蔵文化財 ○ 絶滅危惧動植物及び希少野生動植物の生息域

出典: 「ごみ処理施設建設候補地選定調査 報告書」平成 22 年 10 月/北アルプス広域連合

■類似事例③：八戸市の最終処分場建設候補地検討



出典：「新処分施設整備に係る建設候補地選定調査 報告書」平成18年3月／八戸市

3. 施設建設に必要な敷地面積とその組合せ

- ・施設の構成は、1.熱回収施設、2.ごみメタン化施設、3.不燃物・粗大ごみ処理施設、4.資源ごみ処理施設の4つからなります。
- ・4つの施設は出来るだけ1箇所に集約することが効率的ですが、広大な用地を確保することが困難な場合には、施設の機能を出来るだけ阻害しない範囲で分散して設置することが考えられます。
- ・集約設置の場合、分散設置の場合に必要な面積の目安は、以下の通り整理できます。
(ただし現実に用地の制約がある場合には、建設費の増加を伴いますが施設の部分的立体化などにより、必要面積の縮小を図ることが考えられます。)

必要となる施設	全てを1箇所に集約して整備した場合	施設を2箇所に分けて整備した場合
1.熱回収施設 (18,000 m ² 程度)	およそ 50,000 m ²	およそ 30,000 m ²
2.ごみメタン化施設 (16,000 m ² 程度)		
3.不燃物・粗大ごみ処理施設 (8,000 m ² 程度)		およそ 24,000 m ² 〔このうち①は およそ 8,000 m ² 〕
4.資源ごみ処理施設 (9,000 m ² 程度)		
①プラスチック圧縮、減容 化ライン (8,000 m ² 程度)		
合計	およそ 50,000 m ²	およそ 54,000 m ²